

令和8年度 北秋田市立鷹巣小学校いじめ防止基本方針

基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命に、または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
 - ①いじめ防止に関する指導を年間計画に位置付ける。
 - ②いじめに同調又は傍観する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、集団機能を強化する。
 - ③ネット上の不適切な書き込み等についてもいじめに該当することを理解させる。
- (3) 心の通う人間関係を構築する能力の素地やストレスに適切に対処できる力を養う。
 - ①日常的に学級や集団の中でいじめ問題に触れる。また、年度当初、学期始めは重点的に指導する。
 - ②道徳を中心に、自他を認める態度や互いに尊重し合う人間関係を育む。
 - ③縦割り班活動や自然体験活動、部活動などを通して、異年齢集団での交流や共に活動する喜び、人や自然を思いやる気持ちを培う。
 - ④児童が自己有用感を高められる場面や困難を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- (4) 児童がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
 - ①いじめゼロポストの開設やいじめ防止の標語募集・ポスターの作成を行うなど、児童自らが、いじめ防止に取り組めるよう、児童会を中心とした活動を積極的に取り入れる。
 - ②児童自らがいじめ防止に取り組めるように、学級活動などで話し合う機会を設定する。
- (5) 全ての児童が参加・活躍できる授業を構築する。
 - ①学級集団づくり（認め合い、助け合い、学び合い）などを目指し、一人一人が生き生きと学ぶ授業づくりに努める。
 - ②上記観点を主眼とした授業研修を実施する。

- (6) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
- ①年度当初に方針や取組を全教職員で共通理解を図るとともに、P D C Aサイクルに応じて評価や見直しを行う。
 - ②学期末に教職員によるいじめ防止チェックを行い、反省を次学期に生かす。
 - ③教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを誘発・助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
- ①気になる変化や気になる行為があった場合には、職員がいつでも共有できる体制をとる。
 - ②健康観察の際に一人一人の顔を見たり、個人ノート、生活ノートから気になることを把握したりする。また、養護教諭との情報交換を密にする。
 - ③特にグループ内のいじめは、被害者からの訴えがなかったり、遊びやふざけという外形でカモフラージュされたりすることから、周りの児童も教職員も見つけにくいので、注意深い観察を要する。
 - ④児童を語る会等を設け、様子に変化がある場合には全教職員理解の下、組織で対応する。障害をもつ児童に対しては特に配慮する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、児童が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
- ①北秋田市のいじめアンケートや本校で作成した自己肯定度調査アセスをもとに、実態を把握するとともに、教育相談を実施して事実確認等を行う。
 - ②いじめを訴える児童に対しては、まず、安全を確保する。また、解決に際しては、真摯な態度で向き合い、悩みを過小評価しない。
 - ③気づいた情報は組織として共有し、最優先事項として速やかに対応する。（相談を受けながら先延ばしすることは絶対に避ける。）
 - ④相談に当たっては、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮をもって行う。

3 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ①できるだけ多くの情報を収集し、客観的事実に基づき、いじめの有無について判定する。
 - ②いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得る。

- ③いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることのみならず、自らの人間性も損なう行為であること、場合によっては犯罪に該当する行為であることを理解させる。併せて、いじめの根元となっている内的な不満やストレスを把握し、健全な形で克服できるように指導する。
 - ④事実調査については、できる限り一斉かつ個別に聞き取りを行う。
 - ⑤いじめを傍観していた児童に対しても、人間として直接又は間接的（教職員に知らせる等）にいじめを止める行動をすべきことを指導する。
 - ⑥状況に応じて、臨時の学級会や集会等を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を徹底する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- ①個人情報取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。
 - ②加害児童、被害児童の保護者には迅速に連絡をする。
 - ③学校の安全管理責任に基づき、児童同士、保護者同士の和解と再発防止の手立てを講じる。
- (3) 重大事案が発生した場合には、従来通り、直ちに市教育委員会及び学校の設置者に報告し、学校の設置者の判断の下、学校の設置者又は学校が主体となって調査を行う。
- ①いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③学校の下に、重大事態の調査組織（いじめの防止等の対策のための組織を母体として当該重大事態の性質に応じて専門家を加える）を設置する。

4 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、広域カウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校報やホームページ等で公開する。

学校の基本方針策定に当たって

策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等、地域の方々にも参画してもらうことが有効。また、児童の意見を取り入れるなど、主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

策定した方針については、学校報やホームページ等で公開する。

いじめの定義

「いじめ」とは児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

いじめの解決

加害者児童による被害者児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害児童と加害児童を初めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

いじめ防止に向けての組織

第22条の規定に基づき、学校はいじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等による校内組織を置く。また、必要に応じて、広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。

平成26年度 北秋田市立鷹巣小学校いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登下校	町内児童会① あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動	町内児童会② あいさつ運動	町内児童会③ あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動	町内児童会④ あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動	町内児童会⑤ あいさつ運動
全校	全校朝会での校長講話 相談ポスト開設	自己肯定度調査①	いじめ調査①	教育相談週間①	いじめゼロのめあての確かめ		いじめ調査②	自己肯定度調査②	教育相談週間②	いじめゼロのめあての確かめ	いじめ調査③ 自己肯定度調査③	
1年		学：こんなクラスにしたいな 道：しぜんのいのち (大切な命)		学：1学期を振り返ってみよう 道：ハムスターのあかちゃん (命を守り育てる)		道：るいくんのゴール (温かい心)		道：はしのうえのおおかみ (親切になったおおかみ)	学：2学期がはばったね会の計画を立てよう 道：くりのみ (困っている友だちに)	道：二わのこことり (友だちだから)	道：ナイチンゲール (かけがえのない命)	
2年	学：学級の合い言葉を決めよう 道：きれいな羽 (友だちっていいな)		道：さんぽ道 (思いやりをもって) 道：びよちゃんとひまわり (命のつながり)	学：1学期がはばったね集会を開こう 道：羽のないかぶと虫 (大切な命)			学：友だちのよさを見つけよう 道：公園のおにごっこ (相手の本当の気持ちは?)		学：お楽しみパーティーを計画しよう	道：こまのプレゼント (助け合う友だち)	学：心のおにをたいじしよう	学：2年生思い出集会を開こう
3年	学：学級の合い言葉を決めよう	道：貝がら (わかり合える友)	道：目の見えない犬 (命あるものを大切に)	学：1学期お楽しみ集会を開こう		道：絵葉書と切手 (親友ならどうする?)	道：耳をおいてでかけられますか? (わたしたちにはできることは)		学：2学期お楽しみ集会を計画しよう	学：キラリ!自分と友だちのよさを見つけよう 道：明るくなった友だち (みんな友だち)	道：新幹線で (やさしい心と心)	学：3年生がんばったね集会を計画しよう
4年	学：学級の合い言葉を決めよう	道：オトちゃんルール (みんなでいっしょに)	道：心と心のあく手 (温かく気づかう心)	学：学級集会を開こう								
5年	学：学級の合い言葉を決めよう	道：台湾からの転入生 (思いやりの心)	学：学級の諸問題について話し合おう	保：心の健康			道：命 (かけがえのない命) 道：思いもよらぬできごと (心のあたたかさふれて)	道：銀のろうそく立て (広い心で相手のことを考えて)	学：学級集会の計画をたてよう		道：すれちがい (相手の立場を考えて)	家：家族とほっとタイム
6年	学：学級の合い言葉を決めよう	道：命を見つけて (生きているということ)	学：学級の諸問題について話し合おう	道：お別れ会 (あなたの立場と私の気持ち)		道：ひとふさのぶどう (広い心で)	道：いじめられて (本当の友情とは)	道：言葉の力、わたしの思い (温かい言葉)	学：学級集会の計画をたてよう 家：家族と楽しく食事をしよう		道：雪のぼうし (人の真心)	
児童会 (主体的な取り組み)	いじめゼロの学級ごとのめあて決定	いじめゼロの児童会の取り組み決定		いじめゼロの取り組みの反省 (学級・代表委員会)					いじめゼロの取り組みの反省 (学級・代表委員会) お楽しみ集会		いじめゼロの取り組みの反省 (学級・代表委員会) 6年生を送る会	
行事				5年：自然教室 全校：安全教室		6年：修学旅行	全校：鷹っこ祭り					
地域	学校運営協議会①						学校運営協議会②				学校運営協議会③	
職員研修	共通理解 子どもを語る会	子どもを語る会	子どもを語る会	子どもを語る会 いじめ防止チェック① 学校評価①	子どもを語る会	子どもを語る会	子どもを語る会	子どもを語る会	子どもを語る会 いじめ防止チェック② 学校評価②	子どもを語る会	子どもを語る会	子どもを語る会 いじめ防止チェック③
委員会 (計画の他必要に応じて)	いじめ不登校対策委員会①			市いじめ実態調査① いじめ不登校対策委員会②	いじめ不登校対策委員会③			市いじめ実態調査②	いじめ不登校対策委員会④			市いじめ実態調査③ いじめ不登校対策委員会⑤